

平成 17 年 11 月 1 日

会員各位

東日本建築教育研究会
法規小委員会

「建築基準法施行令の一部を改正する政令案について」

(学校の教室の天井高さの基準：天井高 3m 条項廃止)

(平成 17 年 11 月 1 日)

早速ですが、標記の件に関しまして、国土交通省より平成 17 年 11 月 1 日閣議決定予定と周知されました。

概要は、「学校（大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く）の教室でその床面積が 50 m²を超えるものの天井の高さを、3 m 以上にしなければならないこととする特別の制限を廃止」です。

以下の関係 URL をご参照の上、

ご一読下さいますよう

宜しくお願い申し上げます。

国土交通省 関係 URL

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha05/07/071031_.html

(次ページ以降に新旧対照条文掲載)

以上

建築基準法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（居室の天井高さ）</p> <p>第二十一条 居室の天井の 높さは、二・一メートル以上でなければならない。</p> <p>2 前項の天井の 높さは、室の床面から測り、一室で天井の 높さの異なる部分がある場合においては、その平均の 높さによるものとする。</p>	<p>（居室の天井高さ）</p> <p>第二十一条 居室の天井の 높さは、二・一メートル以上でなければならない。</p> <p>2 学校、大学、専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。の教室でその床面積が五十平方メートルを超えるものにあつては、天井の 높さは、前項の規定にかかわらず、三メートル以上でなければならない。</p> <p>3 前各項の天井の 높さは、室の床面から測り、一室で天井の 높さの異なる部分がある場合においては、その平均の 높さによるものとする。</p>